



平成28年7月22日

ジュニア・ロースクール岡山など学外向け法教育を実施

岡山大学法学部と岡山弁護士会は11月12日、中高生を対象とした「第12回ジュニア・ロースクール岡山」を開催します。9～12月には、本学部教員が、地域の中・高等学校において法教育授業を行い、各学校で利用できる教材も作成・提供します。

これらの事業は、小・中・高等学校での法教育の充実が求められていることに対応し、法の基本的な価値や考え方を地域の中学生・高校生に身に付けてもらうとともに、法学部学生が法教育の教材作成や授業に参加することを通じて、法学部教育の効果を高めることを目的としています。

1. 事業概要

(1) 第12回ジュニア・ロースクール岡山

【日時】平成28年11月12日(土) 14:00～17:00

【場所】岡山大学創立50周年記念館2階大会議室

【テーマ】主権者教育

※岡山大学法学部教員、岡山弁護士会、学校関係者らで組織する岡山法教育研究会が教材を検討。岡山弁護士会の弁護士及び本学法学部教員の指導の下で、本学法学部の学生が教材作成及び参加生徒への助言を行います。

(2) 消費者教育としての法教育授業

・10月12日(水)「未成年者の契約」岡山県立岡山一宮高校(担当:大森秀臣教授)

・9月2日(金)「ネットモラル」早島町立早島中学校(担当:中村誠教授)

・10月12日(水)「いじめと人権」岡山県立岡山城東高校(担当:中富公一教授)

・12月(予定)「お金で買えるもの・買えないもの」清心中学校(担当:大森秀臣教授)

※岡山大学法学部のゼミにおいて学生が教材を作成し、授業で生徒に助言します。

2. 目的及び背景

小・中・高等学校で法に関する学習の充実が図られていることに対応し、平成19年、本学法学部、岡山弁護士会、学校教育関係者等で岡山法教育研究会を設立し、ジュニア・ロースクール岡山など法教育に関する活動を行ってきました。

平成24年に消費者教育の推進に関する法律が制定され、消費者教育の充実が求められたことから、岡山県が平成27年度から消費者庁の先駆的プログラムとして、幼児から高校生向けの教材作成を進めています。県が消費者教育関係者及び学校関係者の協力を得て組織した「消費者教育教材作成研究会」に本学法学部の教員が参加し、消費者教育の一環として法教育教材作成と授業を行っています。

これらの事業は本学の学生にとっても、法の知識を確実に身に付け、コミュニケーション能力を高める良い機会となっています。



＜お問い合わせ＞

大学院社会文化科学研究科（法学部）

教授 中村 誠

（電話）086-251-7518

（FAX）086-251-7373